

長期療養費計算書

控除

◎世帯で扶養している家族に、6ヶ月以上にわたり療養中の人または療養を必要とする人がいる場合に提出
 ※医療費控除とは異なりますので、長期療養者のいる世帯のみ提出してください

- ◆ 上記に該当する場合は必要事項を記入の上、直近6ヶ月分（長期療養が見込まれるが、療養開始が6ヶ月経過していないときは申込時点の分まで）の**領収書のコピー**を添付してください。
- ◆ 領収書は、療養者の氏名が確認できるものについて有効です。
- ◆ 領収書の形状が小さい場合はA4紙を台紙として貼り付け、見やすいように整えてください。
- ◆ 領収書が多数に渡る場合はA4紙にまとめてコピーしても構いません。

長期療養者氏名 _____ 奨学金出願者との続柄 _____

病 名 _____

【注1】長期療養計算書に領収書の金額等の必要事項を記入の上、記入した内容に対応する領収書のコピーが添付されていない場合は、長期療養費の特別控除は認められません。

【注2】長期療養計算書は、療養者一人につき1枚必要

領収書の支払月	医療機関等の 保険分一部負担金	調剤費 (処方箋に基づいた薬代)	自費分 (食事療養費・文書料は含まない)	医療費合計
20 年 月	円	円	円	円
20 年 月	円	円	円	円
20 年 月	円	円	円	円
20 年 月	円	円	円	円
20 年 月	円	円	円	円
20 年 月	円	円	円	円
6ヶ月分の合計	円	円	円	円
【年額見込計算】 6ヶ月分の合計×2				① 円
【医療費の還付金額】 高額医療費、個人医療保険等の還付金がある場合は記入してください				② 円
【長期療養費】 (年額見込計算 ①) - (医療費の還付金額 ②)				① ② 円

※万円未満を切り上げて入力 (例.14,300円⇒2万円)

- 提出していただいた書類は返却いたしませんので、後日原本が医療費控除申請等で必要となるものは必ずコピーを提出してください。
- 「確定申告書に記載の医療費控除（支払医療費欄）」「健保組合から発行される一年間の医療費のお知らせ」は長期療養費計算書の証明書として認められません。